# 学校法人城西医療学園 役員報酬等の支給に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、学校法人城西医療学園(以下、「学園」という。)の寄附行為第37条の定めに基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)役員とは、理事および監事をいう。
  - (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
  - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
  - (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
  - (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)および手数料等の経費をいう。

#### (報酬等の支給)

- 第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
  - (1) 常勤の役員;報酬、賞与、退職慰労金
  - (2) 非常勤の役員;報酬、退職慰労金

#### (報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の役員に対する報酬総額(年額、賞与を含む。)は3 千万円とし、その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。
  - 2 常勤の役員の退職慰労金は、別表1に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
  - 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
  - (1)報酬;毎月20日(ただし、支給日が土日祝祭日にあたる場合は前営業日に支払う)
  - (2) 賞与;毎年6月および12月
  - (3) 退職慰労金;任期の満了、辞任または死亡により退職した後2か月以内
  - 2 非常勤の役員に対する報酬は、6月および12月に定額支給し、理事会または評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
  - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人

名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、 積立金等を控除して支給する。

#### (費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。
  - 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
  - 3 理事会および評議員会出席に際しては、理事、監事に対し、1回5千円の旅費を一律に支給し、別途出張旅費は支給しない。また、この旅費は理事会等会議の出席時の日当に含まれる。

#### (報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
  - 2 常勤の役員が退任し、または解任された場合は前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

#### (端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じる場合、その端数金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 本法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## (改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議決により行う。

#### 附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

# 役員の報酬等の支給に関する規定(別表)

## 別表1 常勤の役員の退職金慰労金算定式

最終報酬月額 × 12.5 / 100 × 在職月数 × 功績倍率

- ※ 功績倍率は、3倍以内とし、対象者毎に理事会で決定する。
- ※ 上記在職月数は1か月単位とし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- ※ 役職に変更ある場合には、役職別に計算し、最終報酬月額は役職別最高報酬月額とする。

## 別表 2 非常勤の役員の報酬

## (1)理事

年間報酬額		400千円
理事会等会議への出席	(日額)	25 千円
上記の他、法人業務のための勤務	(日額)	10 千円

# (2) 監事

年間報酬額		400 千円
理事会等会議への出席	(日額)	25 千円
監事監査等への出席	(日額)	10 千円
上記の他、法人業務のための業務	(日額)	10 千円

但し、上記のうち日額 10,000 円は源泉徴収所得税相当額を控除した後の金額

## <注記>

常勤理事が理事会等会議への出席時は非常勤役員と同様に扱い、評議員が評議員会等に出席の 場合も同様とし、同一日に複数の会議等に出席した場合、重複での支給はしない。